

vi. その他誘導的取扱い

vi-01 人工地盤等を有する建築物の構造安全性

建築基準法上の階とならない人工地盤・架台・高基礎（以下「人工地盤等」という。）がある場合、構造上は人工地盤等を階とみなして以下の通り構造安全性を確認することが望ましい。

1. 建築物が法第6条第1項第四号に該当する場合であっても、人工地盤等を構造上の階とみなした場合に同項第三号の規模になる場合は、建築物及び人工地盤等とも一体として令第3章第8節に基づく構造計算を行う。
2. 1. の構造計算を行う際の令第88条の地震力については、人工地盤等を地上1階として算定する。

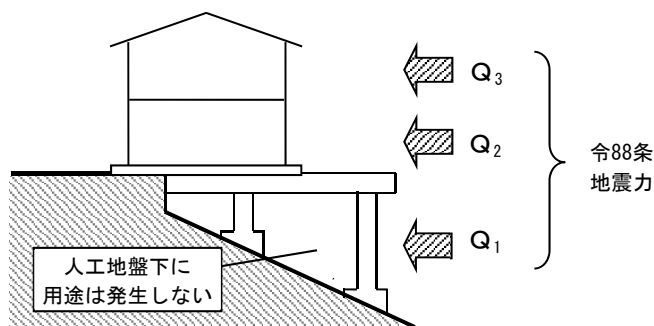
| | |
|-------|------------------|
| 関連法令等 | 法第6条・第20条 |
| 参 考 | |
| 実施年月日 | H24.8.18, R3.9.1 |

【解説】

人工地盤等を有する建築物の場合、人工地盤等の下部に用途が発生しなければ人工地盤等は法上の階とはならない。しかし建築物と人工地盤等が一体となっており、構造的に適切にモデル化して安全性の検討をする必要がある。また人工地盤等が地震で倒壊すれば上部の建築物にも危害が及ぶため、人工地盤等についても十分な安全性を確保しなければならない。

従って建築物が法第6条第1項第四号に該当する場合であっても構造上は人工地盤等を地上1階、その上の建築物を地上2階からとみなした構造計算により建築物・人工地盤等の安全性を検討し、確認申請においては、申請者はその安全性を確認した上で、申請を行うことが望ましい。

また、建築物と人工地盤等との重なりが小さい場合はこの取扱いの限りではないが、建築物の耐震性には余裕を持たせ、人工地盤等の安全性については必要に応じた検討を行うのが望ましい。

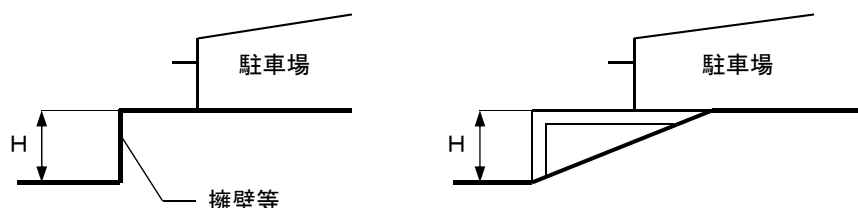


※例えばRC造の人工地盤の上に2階建の木造建築物がある場合、構造計算上は1階をRC造、2・3階を木造とする混構造と取扱い、構造安全性を確認する。

vi-02 駐車場における自動車転落事故防止対策

駐車場に対し自動車転落防止対策を講じる場合の昭和61年住指発第185号の取扱いは、以下の通りとする。

1. ここでいう駐車場とは、利用者が特定であるか非特定であるかにかかわらずのものとする。また、建築物の屋上等を駐車場に利用する場合も含むものとする。
2. 斜面地等に設ける駐車場は階数が1でも当該駐車場とみなし、下図のように直下の地面からの高さ(H)をとる。



| | |
|-------|-----------------|
| 関連法令等 | 法第20条 |
| 参 考 | S61.9.1住指発第185号 |
| 実施年月日 | H21.8.18 |

【解説】

駐車場における自動車転落事故防止対策について

住指第185号(S61.9.1) 改正・国住指発第8290号 (H15.2.25)

前文

近年、立体駐車場において、自動車が誤操作等により外壁を突き破って転落する事故が発生している。建設省においては、死亡事故が発生している状況にかんがみ、自動車の衝突による衝撃を想定した設計を行うことが事故防止に効果があると考え、当面の対策として、左記の設計指針を作成したところである。

貴職におかれては、本設計指針に適合する設計については、自動車の衝突による衝撃に関し、建築基準法第20条第1項の規定に適合するものとして取り扱われたい。また、小職としては、事故の防止を図るため、本設計指針の周知及び普及に努めることとしたいので、貴職におかれてもこの趣旨を踏まえ、本指針の活用を図るとともに、その周知等に努められたい。

【立体駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針】

第1 総則

(1) 目的

本指針は、建築物又は建築物の敷地に設ける多数の者の利用する駐車場（以下単に「駐車場」という。）において、通常考え得る程度の誤操作により、自動車が駐車場の外壁等を突き破り転落する事故を防止することを目的とする。

(2) 適用範囲

本指針は、直下の地面からの高さが5.1メートル（多数の者の利用する道路、広場等に転落するおそれがある場合においては、直下の地面からの高さが2.1メートル）以上である駐車場その他の自動車が転落することにより重大な事故が生じるおそれのあるものに適用する。ただし、駐車場で操車を行わない機械式の駐車場においては、この限りでない。

第2 装置等の設計方法

(1) 装置等の設置

自動車の衝突による衝撃力を処理することのできる装置等を駐車のに供する部分の外壁に面する側、車路に供する部分の屈曲部等誤操作による自動車の転落を有効に防止できる位置に設置すること。

(2) 装置等の構造の設計

装置等の構造の設計をするに当たっては、次の①に掲げる衝撃力等を用いて②又は③に定めるところにより安全を確かめること。ただし、実験により装置等が衝撃力を十分吸収できることが確かめられた場合においては、当該装置等を用いることができる。

① 装置等に作用する衝撃力等は、次に掲げる数値によること。

ア) 衝撃力：250キロニュートン

イ) 衝突位置：床面からの高さ60センチメートル

ウ) 衝撃力の分布幅：自動車のバンパーの幅160センチメートル

ただし、これらの数値は、車体重量（積載重量を含む。）2トンの自動車が装置等に時速20キロメートルで直角に衝突することを想定して算出しており、駐車場の設計条件、利用状況等に応じて、これらの数値以外の数値を用いて設計することが妥当な場合においては、これによることとする。

② 部材の塑性変形等を考慮し、衝撃力を十分吸収できるようにすること。

③ 装置等を次に掲げる材料を用いて設計する場合にあつては、当該材料の許容応力度を通常の短期許容応力度の1.5倍まで割り増して許容応力度設計を行うこと。

ア) 日本工業規格（現「日本産業規格」。以下「JIS」という。）G3101に定めるSS400及びSS490又はこれらと同等以上の品質を有する鋼材

イ) JIS G3112に定めるSD295及びSD345又はこれらと同等以上の品質を有する棒鋼

ウ) 設計基準強度が1平方ミリメートルにつき24ニュートン以下の普通コンクリート

(3) 二次災害の防止

装置等の設計に当たっては、外壁仕上材との間隔を適切に確保する等の措置を行い、仕上材の落下等による二次災害の防止に配慮すること。

〔図一略〕

vi-03 共同住宅のエレベーターにおける防犯対策の仕様

共同住宅等の建築物におけるエレベーター内の犯罪を防止するため、防火区画上支障のない範囲において、エレベーター出入口扉、かご扉に防犯窓を設けることが望ましい。ただし、以下のいずれかの設備を設けることにより防犯上支障がない場合等はこの限りでない。

1. エレベーターかご内に監視カメラを設けて、常時管理人が監視する場合
2. 建物の出入口にオートロック設備が設けられている場合
3. かご内に下記設置仕様に基づく防犯ブザーが設けられている場合
 - (1) 押しボタンはかご側面又は背面に一箇所以上設置されていること。防犯ブザーであることの表示を行い、インターホンボタンとの兼用はしないこと。
 - (2) 上記ボタンを押すことによりブザー、ベルが鳴動すること。
 - (3) 鳴動は、リセットボタン等によりリセット動作をするまでは継続して保持されること。
 - (4) ブザー、ベルにより鳴動する警報装置はかご上及び外部インターホン設置場所とする。
 - (5) 本ブザーには各階停止機能の付加を可とする。

| | |
|-------|------------------|
| 関連法令等 | 法第34条, 令第129条の10 |
| 参 考 | |
| 実施年月日 | H21.8.18 |

vi-04 自動運転方式のエスカレーター

1. 適用建築物

エスカレーターを断続的に使用することによって、省エネルギー効果が高いと思われる建築物

2. 安全対策

日本エレベーター協会標準JEAS - 410B（標改06 - 02）に加えて、以下の安全対策を講ずること。

- (1) 利用者検出装置は、エスカレーターが長い場合、その中間位置に一箇所以上設置する。
- (2) 自動運転の停止は、利用者が降り口に到着後30秒以上経過した後とする。

| | |
|-------|-----------------------|
| 関連法令等 | 法第34条, 令第129条の12 |
| 参 考 | |
| 実施年月日 | H21. 8. 18, H27. 4. 1 |